

平成 30 年 6 月 19 日
経 済 産 業 省
電力・ガス取引監視等委員会

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震による被害に係る 経済産業大臣のガスの災害特別措置の認可について異存ない旨を 回答しました(大阪府)

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、平成 30 年 6 月 18 日に災害救助法が適用された大阪府 12 市 1 町において、被災したガスの需要家に対する特別措置の認可について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可することに異存はないことを回答しました。

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震による災害により、大阪府において多数の被害が生じたため、6 月 18 日に大阪府の 12 市 1 町に対し、災害救助法の適用が決定されました。

本日、大阪ガス株式会社から、大阪府茨木市および高槻市等において被災した需要家に対する災害特別措置として、小売全面自由化後の経過措置に係る小売料金その他の供給条件及び託送料金その他の供給条件について特別措置(料金の支払期日の延長等)を実施するために必要となる認可申請がありました。

これを受け、経済産業大臣から特別措置の認可を行うことについて、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 22 条第 4 項の規定に基づきなおその効力を有するものとされる改正法第 5 条の規定による改正前のガス事業法第 20 条ただし書の規定及びガス事業法第 177 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可することに異存はないことを回答しました。

本ニュースリリースは、第 152 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 新川

担当者: 下村・小柳・石原・團野・瀧桐

電 話: 03-3501-1511(内線 4361~4)

03-3501-1529(直通)

03-3501-1540(FAX)

(別紙)

指定旧供給区域等小売供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された大阪府茨木市および高槻市等 12 市 1 町において、被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、大阪瓦斯株式会社は当該措置を適用する。

1. 被災した需要家のガス料金の支払期限について、平成30年5月検針分(支払期限日が平成30年6月18日以降となるもの)、6月検針分および7月検針分をそれぞれ1ヶ月間延長する。
2. 被災日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月において、被災した需要家がガスを全く使用しなかった料金算定期間については基本料金を免除する。
3. 被災により、ガスの使用ができなくなった需要家が、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事については、平成30年9月末日までに申出があった場合、そのガス工事費は全額大阪瓦斯株式会社負担とする。

託送供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された大阪府茨木市および高槻市等 12 市 1 町において、被災した需要家に対してガスの供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、大阪瓦斯株式会社は当該措置を適用する。

1. 被災によりガスの使用ができなくなった被災者が、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事を行う場合について、平成30年9月末日までに申し込みがあった場合（※）、当該工事にかかる工事費については全額大阪瓦斯株式会社負担とする。

※当該ガス工事については、託送供給約款に基づき別途定める「工事約款」により契約することになる。なお、工事申込者は託送供給依頼者に限定されないが、上記同様に公平に適用される。

2. 被災した需要場所に係る平成30年5月検針分（支払期限日が平成30年6月18日以降となるもの）、6月および7月分の各託送供給料金の支払い期限を1ヶ月間延長する。
3. 被災日（平成30年6月18日）の属する託送供給料金算定期間の翌託送供給料金算定期間から6ヶ月間において、被災した需要場所においてガスを全く使用されなかった料金算定期間については、基本料金を免除する。